

令和 7 年高島市農業委員会第 8 回総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 8 月 8 日（金）

午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 2 1 分まで

2 開催場所 高島市役所 新館 3 階 会議室 9・10

3 出席委員（18 人）

会長

6 番 中田正敏

1 番 田中孝敏

2 番 青谷喜代一

3 番 橋本久義

4 番 高木敏一

5 番 采野 哲

7 番 前川幸雄

8 番 古谷久栄

9 番 上原満枝

10 番 地村満信

11 番 中川幸雄

12 番 中江武良

13 番 岸田忠則

15 番 浅井嘉己

16 番 古田卓見

17 番 清水 巧（議事録署名委員）

18 番 足立 功（議事録署名委員）

19 番 石津紘子

4 欠席委員

14 番 山田善嗣

5 遅参した委員

な し

6 傍聴人の数

な し

7 次第

1. 開会

2. 高島市農業委員憲章唱和

3. 会長挨拶

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告第 14 号 高島市農業委員会農地利用最適化推進委員の失職について

第 3 報告第 15 号 農地の転用事実に関する照会について

第 4 議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 5 議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

5. 連絡事項

(1) 令和 7 年第 9 回総会について

・ 日 時 令和 7 年 9 月 1 0 日（水） 午後 1 時 3 0 分

・ 場 所 高島市役所新館 3 階 会議室 1 1 ・ 1 2

7. 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局

局長 川崎 弘
参事 前河 康史
主任 飯田 浩一

8. 会議の概要 次のとおり

事務局	それでは、始めさせていただきます。皆様、こんにちは。皆様には、何かとご多用の中、ご参集いただき誠に有難うございます。それでは、定刻になりましたので、ただ今より令和 7 年第 8 回高島市農業委員会総会を開会します。 本日は、18 名の委員にご出席を賜っております。在任委員の過半数以上でありますことから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本総会が成立いたしますことをご報告いたします。欠席の委員は、14 番山田委員です。本日の案件は、報告案件が 4 件、農地法に基づく許可等案件として、第 3 条案件が 6 件、第 5 条案件が 5 件、以上 15 件につきまして、ご審議いただくことになっております。また、総会終了後、土地・人対策分科会および、その後に非農地判断検討委員会の開催を予定しておりますので、各委員におかれましても、スムーズな議事進行にご協力を賜りますようお願いいたします。 なお、本日、配付しております議案書についてでございますが、報告第 14 号の案件については、審議の内容に個人情報等をお示しさせていただいておりますので、質疑・ご意見等については、ご配慮いただきますようお願いさせていただきます。 本日、お手元には、「議案書」および「報告・議事案件資料集」の 2 点を事前に、「高島市農業委員会総会 参考資料」を当日配布させていただいております。なお、個人情報の観点から「総会 議案書」「報告・議事案件資料集」につきましては、会議終了後回収させていただきます。また、「報告・議事案件資料集」の 30 ページの図面に誤りがございました。既に机の上に配布させていただきましたので、差し替えをよろしく申し上げます。
-----	---

	なお、本日も各農業委員の皆様には、タブレットを持参いただくこととなっております。議案書をメールにて送付させていただいておりますので、ご確認のうえご利用いただきたいと思います。併せて、総会終了後は、データを削除いただきますよう重ねてお願いさせていただきます。 ほかに、本日委員のお手元には、各委員の慶弔関係の支払いによる徴収の依頼をさせていただいております。内容は、高島地域の山田委員のご母堂様の香典経費と朽木地域の酒井農地利用最適化推進委員の入院見舞金の経費についてであります。徴収金の額は、合計で300円となっておりますので、来月の総会を目途に地区委員長へお支払いいただきますよう、よろしくお願いします。なお、地区委員長の皆さまには、農地利用最適化推進委員への案内書類をお配りしておりますので、委員への配布と徴収金のとりまとめについてよろしくお願いいたします。 それでは、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いします。地村副会長よろしくお願いします。
地村副会長	はい。それでは、すみません。ご起立お願いできますか。総会議案書の1枚目をめくっていただきましたら、憲章が載っておりますので、ご覧いただいて、一緒に唱和をお願いします。それでは参ります。 (唱 和)
地村副会長	はい、どうもありがとうございました。
事務局	はい。ありがとうございました。それでは、中田会長よりご挨拶をいただきます。ご挨拶の後、総会の議事進行は高島市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長にお願いをいたします。それでは、よろしくお願いします。
会長	それでは、改めまして、皆さんこんにちは、総会のご挨拶を申し上げる先ではございますが、この度、議案第14号でご案内をさせていただきました最適化推進委員のお方に法令違反があったということで、大変皆さん方にはご心配とご苦勞をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。毎月総会の中では、農業委員会憲章の唱和というようなことで、皆さん方に心を込めて、唱和いただいているところでございますけれども、何を。というところが、やはりちょっと抜けているのかな。というふうな部分もございました。私自身も同じ49名の仲間のうちの1人が、

法令違反になったということと、それから、また裁判で有罪確定になったということにつきましては、大変皆さん方にも申し訳ないというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それでは、ご紹介に当たりまして、皆様方には常日頃から、農業委員会活動に精力的に尽力をいただきまして誠にありがとうございます。なお、この8月は、農地パトロールの強化月間ということで、大変炎天下、暑い中、皆さん方にはご苦勞をいただきました。今年はタブレットを活用した、農地パトロールということで、私自身も慣れない中で使わせていただいていたのですが、このパトロールをした結果がダイレクトに情報が共有されていくというふうなことで、今まで手で地図を書いたり、場所を書いたりというふうなことがございましたが、これが省略化されてきたというところでございます。もう一つ使いたかったのは、コメントのところに音声で、今どういう状況になっているのか、というところが出るのですが、なかなか、これがうまくマッチングしてない部分もあったかなというふうに思っておりますので、これからの課題として捉えていきたいなというふうに思っております。

また、今年につきましては猛暑日が毎日続きまして、全国でもございますが、特に高島におきまして、水不足というふうなことで、大変農業者の皆さん方には、ご苦勞いただいているのではないかなというふうに思っております。パトロールの中でも、水が回っていないというようなことで、一部の稲が枯れているところも散見されたというところでございますので、農家の皆さん方には、やっと米代が2万5000円というぐらいのところまで上がってきて、一息つけるかなというようになりましてのに、収穫量に影響があると、なかなか秋には利益が厳しい状況になってくるのかなというふうに思っております。また日本全体では、トランプ関税ということで、15%の相互関税がどうなるかというようなことでございまして、昨日も、赤沢代表がアメリカに行って再確認をしているというところでございますけれども、なかなか日本の思っているとおりにはいっていない部分もあるのかな。特に畜産関係でございまして、41%余りの関税がかけられるというようなことでございまして、この辺につきましても農業者の1人として、大変、懸念しているところであります。なお、また農水省の方では、米の生産拡大を基本的に打ち出すというふうに出しております。国は特にスマート農業を活用してという方向でございまして、日本でも農業者が約50万から60万ぐらい農業者がいる中で、スマート農業を活用できる農業者は、いったい何人いるのかな。それとそれだけの設備投資をする資金力

	をどこで確保してくるのかな。というようなことが大きな課題であると感じています。それと併せまして補助の拡張等もあがっているところがございますけれども、農業委員会といたしましては遊休農地の解消というようなことが、どういう形で求められてくるのか。いわゆる条件不利農地を、これからどうしていくのか。私達にとって農業委員の立場でいきますと、非常に重たい課題が増えてくるのではないのかなと心配しているところがあります。 また、農作物の生産は、一定リスクが伴うことから、このリスクをどのように分散をして総合的な農業所得を確保しているのか。この辺の観点の議論が抜けているところもあるのではないかなというふうには思っているのですが、これからも、こういった課題につきましては、注視をしていかなければならないなと思っているところでもあります。 こうした中でございますが、本日ご提案を申し上げます。諸議案につきましては、十分なるご審議をいただきまして、適正なるご判断をお願い申し上げます。先ほど申し上げました通り、大変ご不適正な事案がございまして、皆様にはご迷惑かけたということは、心からお詫びを申し上げますし、再びこういうふうなことが起こらないように細心の注意を持って、皆さん方もお取り組みをいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくご配慮をお願い申し上げます。大変まとまりのないご挨拶でございますけれども、日ごろのお願いを兼ねまして、開会のご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
会長	それでは、これより令和7年第8回高島市農業委員会の総会を開会させていただきます。本日の議事日程に従いまして会議を進めさせていただきます。 議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、私の方から指名をさせていただきます。 本日の総会の議事録署名委員には、17番清水巧委員、18番足立功委員のお2方を指名させていただきます。御二人方、よろしくお願い申し上げます。
会長	次に、議事日程第2、報告第14号「高島市農業委員会農地利用最適化推進委員の失職について」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

事務局	はい。説明します。３ページをお開きください。報告第１４号 高島市農業委員会農地利用最適化推進委員の失職について。上記の議案を提出する。令和７年８月８日。高島市農業委員会会長。高島市農業委員会農地利用最適化推進委員の失職について。次の者を「農業委員会等に関する法律」第２２条の規定による高島市農業委員会農地利用最適化推進委員の失職について報告する。 失職委員および失職日、失職理由については、議案書のとおりとします。この失職により生じた欠員については、委員の補充はございません。議案の説明は以上となりますが、今回の事案を受け、８月１日付けで、各委員の皆様には、既に「綱紀肅正」の通知を発出させていただいたところであります。 現職委員の不祥事という事の重大性に鑑み、農地行政に携わる者として、今一度、原点に立ち返り、「高島市農業委員会憲章」を遵守し、農地行政を始めとする団体および農家の方の信頼回復と期待に十分応えていただきますよう、今後とも、よろしくお願いいたします。説明は以上となります。
会長	このことにつきまして何か、ご意見とかご質問ありましたら、ご発言をお願いします。
中川委員	失職したとあるが、事務局では、どのような事務手続きを行ったのか。
事務局	はい。お答えします。まず、今回の判決が確定しましたのが、８月１日で行いました。農業委員会等に関する法律により、拘禁刑以上の刑が確定した場合には、委員になることができないとされておりますので、自動的に失職となるものですが、事務局では、同日付けで会長名で失職通知書をご本人宛に通知させていただき、併せて加入いただいている総合保険についても解約の手続きをさせていただいたところです。
会長	他に、ご意見とかご質問がありましたら、ご発言をお願いします。 （質疑・意見なし）
会長	よろしいですか。それでは、ご意見も無いようでございますので議事日程第２「報告第１４号」を終わらせていただきます。 次に、議事日程第３。報告事項第１５号農地の転用事実に関する照会についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局	4 ページをお開きください。報告第 15 号。農地の転用事実に関する照会について。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、これに回答したので、同条 2 項の規定に基づき報告します。令和 7 年 8 月 8 日。高島市農業委員会会長。番号 1。土地の表示 地番 689 番 3。地目、田。面積 122 平方メートル。現況 非農地。番号 2。地番 123 番。地目、畑。面積 512 平方メートル。他 3 筆。計、4 筆。1823 平方メートル。現況、非農地。番号 3。地番 88 番 2。地目、田。面積 469 平方メートル。現況 非農地。計 3 件、414 平方メートル。本案件は、前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号 1 から番号 3 について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、「非農地」の旨を会長専決規程により、回答しましたのでご報告いたします。なお、法務局から照会がなければ、14 日以内に回答しないと登記官の裁量により登記地目が変更となります。以上でございます。
会長	はい。説明が終わりました。はい。それでは本件につきまして、ご意見ご質問ございましたら、ご発言をお願いします。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見ないようでございますので、以上で議事日程第 3. 報告第 15 号の案件を終ります。 次に、議事日程第 4 議案第 33 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局および担当農業委員の皆さんからそれぞれ説明をお願いします。
事務局	5 ページをお開きください。高島市 農委議案 第 33 号、農地法 第 3 条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和 7 年 8 月 8 日。高島市農業委員会会長。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。 6 ページをご覧ください。1. 所有権の移転。番号 1。土地の表示、地番 1970 番 1。地目、畑。面積 1260 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 1 ページ、2 ページをご参照ください。

	申請地は、高齢のため、耕作することができず、農地を手放したい譲渡人と、県外に居住しているが、マキノに所有する家屋への移住の準備を進めている譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴は長く、トラクターを保有しており、申請地において、カボチャやサツマイモなどの芋類の栽培と梅、柿、栗などの果樹の栽培を計画されています。 申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
橋本委員	3番橋本です。事務局の説明通り、何ら問題ないかと思いますので、慎重な審議よろしくお願いします。
事務局	次にまいります。番号2。土地の表示 地番3番1。地目、田。面積2673平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 3ページ、4ページをご参照ください。 申請地は、高齢のため、耕作することが難しく農地を手放したい譲渡人と、居住地に近く、長年の希望であった羊の飼育およびそのための飼料用作物を生産したい、今津在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴は3年ですが、トラクター等も保有しており、羊用の採草放牧地として飼料作物を栽培する計画をされています。 申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
采野委員	はい。5番采野です。この案件につきまして、今回、譲受人さんから、もう2年ぐらい前から農地を探してるということで、いろいろとご相談を受けてました。今回、お宅の近くに農地が一つ出てきて、所有者の方と耕作者の方とお話し合いしたところ、上手にまとまったということで聞いております。現地も確認しておりますし、何も問題ないと思います。慎重なご審議よろしくお願いします。
事務局	はい。次に参ります。番号3。土地の表示、地番95番。地目、畑。面積125平方メートル。地番96番。地目、畑。面積62平方メートル。地番109番。地目、田。面積750平方メートル。地番110番1。地目、畑。面積16平方メートル。地番119番。地目、田。面積446平方メートル。計5筆。1399平方メートル。申請位置図等は、報告・議

	事案件資料集５ページから８ページをご参照ください。 申請地は、遠隔地に居住しており、高齢のため、耕作することが難しく農地を手放したい譲渡人と、拠点となる建物に隣接し、農業の規模拡大を行ううえで都合が良い、朽木在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴は長く、トラクター等の大型機械も保有しており、申請地において、野菜の栽培を計画されています。 申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
上原委員	９番上原です。事務局の説明の通りです。現地寄せていただきました。朽木でも、ずっと奥の方でして３６７号線から入ります。私の住んでいる朽木荒川からは４５分ほどかかるようなところです。司法書士さんと一緒に現地行ってまいりました。農地には、水が来ていないので、今後どういうふうにされるかわからない状況ですが、譲受人さんは、朽木にお住まいですので、息子さんが何かやりたいな。と言うておられました。以上です。何も問題はないと思うんですが、よろしくご審議をお願いいたします。
事務局	はい。次に参ります。番号４。土地の表示、地番２６２番。地目、畑。面積２５４平方メートル。地番２６３番。地目、畑。面積１５５平方メートル。計２筆。４０９平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集　９ページ、１０ページをご参照ください。 申請地は、譲渡人が野菜を作る目的で所有していた農地でしたが、今回、自宅に隣接し家庭菜園として利用したい安曇川在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴は、５年ですがトラクター等も保有し、これまで野菜を栽培していましたが、今後も申請地を含め、すべて農地で野菜の栽培を計画されています。 申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
中江委員	はい。１２番中江です。今回の売買以前に、この土地の東側を３ヶ月ほど前ですかね。既に同じ方が購入しておられますので、その続きというようなことで、現地確認いたしました。問題ないと思われますので審査の方よろしくをお願いします。
事務局	はい。次に参ります。番号５。土地の表示、地番２５３番１。地目、田。

	面積 888平方メートル。地番255番。地目、田。面積 975平方メートル。地番391番。地目、田。面積 991平方メートル。地番395番。地目、田。面積1140平方メートル。地番432番。地目、田。面積 991平方メートル。地番463番。地目、田。面積975平方メートル。地番521番。地目、田。面積991平方メートル。地番532番。地目、田。面積975平方メートル。地番575番。地目、田。面積991平方メートル。地番586番1。地目、田。面積952平方メートル。地番614番。地目、田。面積991平方メートル。地番633番。地目、田。面積 991平方メートル。地番666番。地目、田。面積991平方メートル。地番1824番 地目、畑。面積472平方メートル。地番1829番 地目、畑。面積 515平方メートル。地番1830番 地目、畑。面積 436平方メートル。地番2256番 地目、田。面積310平方メートル。計17筆。14575平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 11ページから26ページをご参照ください。 申請地は、遠隔地に居住するため、耕作することが難しく農地を手放したい譲渡人と、居住地に近く、農業の規模拡大を図りたい安曇川在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。 譲受人の農作業歴は7年ですが、これまでから、水稻と野菜の栽培経験があり、トラクター等は借り入れし、乾燥等の作業はJAに委託し、今後も水稻や野菜を栽培する計画です。なお、申請地において畑3筆については、現在、耕作されていない状況から、今後、3年間を目途に、草刈とトラクターによる耕起作業を行い旨の農地復元計画書が提出されています。 申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
中江委員	はい。12番中江です。この譲渡人につきましては、現在大阪に住んでおられまして、元々、北船木に家も田んぼもあったわけですが、今回の譲受人が家も田をまとめて買うというようなことで話が進んだものであります。また、地図を見ていただければわかると思うんですが、全部、既にもう畦を取ってほ場を大きくしておりまして、今後はなるべく農地の集約化を行う予定でおられます。以上でございます。
事務局	番号6。土地の表示、地番1169番1。地目、田。面積871平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 26ページから28ページをご参照ください。 申請地は、母の施設入所に伴い、管理等が難しくなったため、家屋と併

	せて売却したい譲渡人と、購入した家屋を自身の経営する会社の拠点として使用するため、併せて農地を購入した県外在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴は3年と短いですが、大型機械をリース方式にて調達し、新たに水稻の栽培を計画しており、土地改良区からの同意が得られている状況です。なお、申請地は、3分の1が雑草に覆われており、幾本かの樹木が生えていることから、令和8年10月を目途に、草刈と樹木の伐採を行う農地復元計画書が提出されています。復元地についても可能な限り稲作ができる状態を目指しますが、状況によっては畑作も検討したいとのことです。 申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
石津委員	19番。石津です。今、事務局の説明にあった通りです。譲受人さんは京都に在住の方で、まだ小さいお子さんもいらっしゃる若いご家族だったんですが、いずれはこちらに移住し、農業をしたいということを伺いました。特に問題ないかと思えます。よろしくお願いいたします。
会長	はい、ありがとうございました。以上で説明は終わりました。これより「農地法第3条の規定による許可申請について」の審議を行います。本件についてご意見ご質問ございましたら、ご発言ください。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。はい。それではご意見も無いようなので、これより「農地法第3条の規定による許可申請について」の採決を行います。最初に所有権の移転。番号1の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手

会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号３の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号５の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。よって、議事日程第４議案第３３号「農地法第３条の規定による許可申請」のあった、「所有権の移転」番号１から番号６の案件については、申請のとおり許可することに決定しました。 それでは次に、議事日程第５。議案第３４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	はい。９ページをお開きください。高島市農委議案第３４号。農地法第５条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和７年８月８日、高島市農業委員会会長。農地法第５条の規定による許可申請について。農地法第５条第１項の規定に基づく所有権の移転、賃借権の設定および使用貸借による権利の設定にかかる農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。 １０ページにまいります。１．所有権の移転。番号１。土地の表示 地番７０４番１。地目、田。面積３２６平方メートル。転用目的、資材置場・倉庫。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の２８ページから３１ページをご参照ください。本件は、譲受人は、主に社寺建築や文化財修理業等

	を営んでおり、建築に使用する材木の置場や乾燥させる場所および進路等を計画しており、既に設置されている倉庫周辺に資材置場を配置する計画で、事務所に隣接する田1筆を、売買により譲受け、農地転用するものです。既に令和6年3月26日に、農業振興地域整備計画の変更協議が終了しています。農地区分は、申請地は集落内であり、相当数の街区を形成している区域であるため、「第2種農地」と判断され、立地基準上は原則許可できませんが、譲受人の事務所と一体的に運用することから、最も利便性が高いため、やむを得ないと考えられます。なお、譲渡人からは、農地法の許可を得ずに、既に幼少期から倉庫が1棟建築されていたことから、今後において、農地法を遵守する旨の顛末書が添付されています。 周辺の被害防除について、雨水排水については、自然浸透と既設水路へ排水します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されており、隣接者承諾書が添付されている状況です。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和7年9月1日から令和7年12月28日の予定です。以上でございます。
岸田委員	13番岸田です。詳細につきましては先ほど事務局の説明通りでございます。これは、以前譲渡人と譲受人の最後に残っていた筆のひとつということで、これで全ての筆が移ると聞いております。慎重なるご審議よろしくをお願いします。
事務局	はい。次に参ります。番号2。土地の表示、地番12番13。地目、田。面積260平方メートル。転用目的、一般住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の31ページから33ページをご参照ください。本件は、譲受人が、家族で市内に移住し住宅を新築するため、田1筆を売買により譲受け、農地転用するものです。農地区分は、申請地は都市計画の用途地域が第一種低層住居専用地域であるため、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。 周辺の被害防除について、雨水排水については、南側既設道路側溝へ排水し、周囲をコンクリートブロックで区切り、土砂の流出を防ぐこととします。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されており、隣接者承諾書が添付されている状況です。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 工期は、令和7年8月20日から令和7年12月31日の予定です。以

代理 浅井委員	上でございます。 15番浅井です。本日14番山田委員が欠席のために代わりにちょっと報告させていただきます。現場につきましては、山田委員も確認させてもらったところで事務局の説明通り問題ないということです。皆さんよろしくご審議の方をお願いいたします。
事務局	はい。次に参ります。番号3。土地の表示 地番12番14。地目、田。面積60平方メートル。転用目的、駐車場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の31ページから33ページをご参照ください。本件は、家族の自家用車が増えたことから駐車場が不足したため、住居に隣接する田1筆を売買により譲受け、農地転用するものです。農地区分は、申請地は都市計画の用途地域が第一種低層住居専用地域であるため、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。 周辺の被害防除について、雨水排水については、南側既設道路側溝へ排水します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されており、隣接者承諾書が添付されている状況です。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和7年8月20日から令和7年11月1日の予定です。以上でございます。
代理 浅井委員	15番浅井です。山田委員の代わりに説明させていただきます。現場につきましても、先ほどの物件の隣で、駐車場ということで聞いております。事務局の説明通り別に問題ないものと判断しています。皆さんのご審議のほどよろしくお願いいたします。
事務局	はい。次に参ります。2. 賃借権の設定。番号1。土地の表示、地番 245番1。地目、田。面積1316平方メートル。地番、248番1。地目、田。面積 852平方メートル。計2筆。面積2168平方メートル。転用目的、ドラッグストア。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の34ページから36ページをご参照ください。本件は、借人が、ドラッグストアのチェーン店を出店するため、田2筆を賃貸借により借り受け、農地転用するものです。農地区分は、申請地は都市計画の用途地域（準工業地域）にあるため、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。 周辺の被害防除について、雨水排水については、申請地内に水路を設置

代理 浅井委員	し、敷地南側水路を改修して排水するとともに、周囲にはＬ型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぐ計画で、現在、開発申請の事前審査が進められています。万一被害が生じた場合には、借人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和７年８月９日から令和８年５月３１日の予定です。以上でございます。 １５番浅井です。この案件につきましても山田委員から聞いております。渡内川と県道に挟まれた農地でございまして、別に問題はないのかなという判断をいたしております。事務局の説明通りで問題ないと思います。よろしくご審議の方、お願いいたします。
事務局	はい。次に参ります。３．使用貸借による権利の設定。番号１。土地の表示 地番 １７２番２。地目、田。面積４９９平方メートル。転用目的、一般住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の３６ページから３８ページをご参照ください。本件は、借人が、子どもが大きくなったことから、アパートが手狭になったため、妻の実家に近い、親族所有地に住宅を新築するもので、田１筆を使用貸借により借り受け、農地転用するものです。農地区分は、申請地は集落内 にあり、周りに住宅等が連坦していることから、「第３種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。 周辺の被害防除について、雨水排水については、東側既設道路側溝へ排水し、北側・西側は法面処理し、南側はＬ型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。万一被害が生じた場合には、借人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されており、隣接者承諾書および土地改良区からの意見書も添付されている状況です。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和７年９月１日から令和８年７月３１日の予定です。以上でございます。
清水委員	１７番清水です。現地確認をしましたけれども、詳細につきましては、事務局からの説明の通りでございました。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	はい。ありがとうございます。以上で説明が終わりました。これより「農

会長	地法第5条の規定による許可申請について」「所有権の移転」番号1から番号3「賃借権の設定」および「使用貸借による権利の設定」について、審議します。ご意見やご質問はございましたらご発言ください。 (質疑・意見なし) よろしいですか。はい。それではご意見も無いようなので、これより「農地法第5条の規定による許可申請について」の採決に入らせていただきたいと思います。「所有権の移転」番号1の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することについて賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号3の案件について、申請のとおり許可することについて賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、「賃借権の設定」番号1の案件について、申請のとおり許可することについて賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、「使用貸借による権利の設定」番号1の案件について、申請のとおり許可することについて賛成の方は「挙手」をお願いします。 挙手多数

会長	はい、ありがとうございます。挙手多数です。よって、議事日程第5議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請」のあった「所有権の移転」番号1から番号3、「賃借権の設定」番号1および「使用貸借による権利の設定」番号1の案件については、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	それでは以上をもちまして本日予定しておりました議事日程については全て終了とさせていただきます。 長時間にわたりまして、ご審議いただきありがとうございました。 （午後2時21分 議事終了）

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 17番 _____

議事録署名委員 18番 _____